

議提第1号

選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

会議規則第14条の規定により、選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書を次のとおり提出する。

令和3年3月24日 提出

提出者	北本市議会議員	工藤	日出夫
賛成者	北本市議会議員	湯沢	美恵
賛成者	北本市議会議員	中村	洋子
賛成者	北本市議会議員	村田	裕子
賛成者	北本市議会議員	金森	すみ子
賛成者	北本市議会議員	今関	公美
賛成者	北本市議会議員	岡村	有正
賛成者	北本市議会議員	桜井	卓
賛成者	北本市議会議員	日高	英城
賛成者	北本市議会議員	高橋	伸治
賛成者	北本市議会議員	大嶋	達巳
賛成者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	松島	修一
賛成者	北本市議会議員	渡邊	良太
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	岸	昭二
賛成者	北本市議会議員	加藤	勝明

北本市議会議長 滝瀬 光 一 様

選択制夫婦別姓制度の法制化に関する意見書

民法第750条により、婚姻時に夫婦の氏をどちらかに定めなければならず、現況約96%が夫の氏に称されています。

氏が変わることで、営業実績や特許取得、論文発表など、実績や取得したものが、同一人物と認識されない恐れがあることから、やむを得ず事実婚を選択、あるいは離婚の際に復氏を選択できず、亡くなった時に氏が異なることを理由として親と同じお墓への埋葬が許されないことがあるなど、そもそも強制的夫婦同姓でなければ起こらなかったであろう、このような弊害が、女性の社会進出と共に顕著となっています。

2018年2月内閣府が公表した世論調査では、法改正の賛成及び容認が66.9%で反対の29.3%を大きく上回っています。また、最近では、2020年10月の早稲田大学法学部の棚村政行研究室と選択的夫婦別姓・全国陳情アクションによる47都道府県「選択的夫婦別姓」意識調査によれば、夫婦同姓・別姓選択制に賛成70.6%、反対が14.4%となっています。

強制的夫婦同姓は日本のみであり、また、2015年12月16日の最高裁判所の判決では、現在の強制的夫婦同姓を合憲としつつも、制度の在り方は社会の受け止め方に依拠するものであるため、国会で議論し、判断されるべき事柄であると指摘されています。

さらに1988年2月16日の最高裁判所の判決では、「氏名は、社会的にみれば、個人を他人から識別し特定する機能を有するものであるが、同時に、その個人からみれば、人が個人として尊重される基礎であり、その個人の人格の象徴であって、人格権の一内容を構成するものというべきである。」と示されています。

これらのことから、個人の人格権を尊重するとともに多様性を認める、選択的夫婦別姓の導入が必要であると考え、国に対し民法の早期改正を強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先

内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣